

個別医療機関の病床機能の見直しについて

病院の機能分化・連携の状況

		南加賀医療圏			石川中央医療圏					能登中部医療圏			能登北部医療圏						
一般病床中心	400床以上の 特定機能病院・地域医療支援病院 (4病院)				金沢大学附属病院 金沢医科大学病院 県立中央病院 金沢医療センター														
	200床以上の 救急告示病院 (14病院) * 下線は、在宅療養後方支援病院	小松市民病院			公立松任石川中央病院	浅ノ川総合病院	城北病院	金沢市立病院			公立能登総合病院			恵寿総合病院					
	200床未満 (35病院) * 下線は、在宅療養支援病院	(病院所在の郡市)	(加賀市)	(小松市)	(能美市)	(白山ののいち)	(金沢市)			(河北郡市)	(羽咋郡市)			(七尾市)	(能登北部)				
		救急告示病院	久藤病院	森田病院 小松ソフィア病院	能美市立病院	公立つるぎ病院 新村病院	金沢循環器病院 金沢有松病院 南ヶ丘病院	金沢西病院	北陸病院	映寿会みらい病院 金沢聖霊総合病院 恵寿金沢病院	河北中央病院	町立宝達志水病院	公立羽咋病院	町立富来病院	市立輪島病院	珠洲市総合病院	公立宇出津総合病院	公立穴水総合病院	
		その他		東野病院			木島病院	米澤病院	金沢宗広病院										巴山病院
		産科専門		荒木病院 恵愛病院		松南病院	鈴木レディースホスピタル												
障害者病棟中心 (6病院)	石川病院	小松こども医療福祉センター		石川療育センター	医王病院	金沢こども医療福祉センター							七尾病院						
療養病床中心 (21病院) * 下線は、在宅療養支援病院	蓮井病院	東病院	寺井病院	池田病院	千木病院	大手町病院	敬愛病院	ニツ屋病院	加藤病院	浜野西病院	柳田温泉病院								
精神病床中心 (14病院)	加賀こころの病院 片山津温泉丘の上病院	栗津神経サナトリウム			ときわ病院	松原病院	桜ヶ丘病院	岡部病院	県立高松病院	七尾松原病院									
						十全病院	かないわ病院	青和病院											
						結城病院	医王ヶ丘病院												

(参考)医療介護情報局(https://caremap.jp/)をもとに作成。データは、平成30年1月現在の厚生局への届出状況

珠洲市総合病院における病棟再編について

1 病棟数（病床数）の見直し

4 病棟（195 床 ※稼働病床数 163 床） → 3 病棟（163 床） △ 1 病棟（△32 床）

（参考）

	再編前			再編後	
高度急性期	0		→	0	
急性期	104	急性期一般入院料 6		104	急性期一般入院料 6
回復期	52	地域包括ケア病棟入院料 1		52	地域包括ケア病棟入院料 1
慢性期	0			0	
休棟等	32			0	
計	188			156	

※その他結核病床 7 床あり

2 再編後の主な内容

現在、休棟している療養病棟（32 床）を閉鎖。不要となったワンフロアを改修し、病床以外の目的として有効利用する。

【研修センター】

研修センターを設置し、研修医、研修生の受け入れ体制を整備

【病児・病後児保育】

病児・病後児保育事業の保育室として整備

【カンファレンスルーム】

カンファレンスルームとして整備し、患者の退院支援や在宅に向けた連携の強化

3 今後のスケジュール

H31. 6～H31. 9 月 改修工事

H31. 10 月 運用開始

介護医療院への転換について(とりまとめ)

医療圏	医療機関名	転換等の概要		(今後の)スケジュール
		転換前	転換後	
南加賀	加賀温泉ケアセンター(久藤総合病院)	介護老人保健施設(療養型):144床	介護医療院:29床 介護老人保健施設(療養型):115床 ※介護医療院は久藤総合病院内で開設	H31.3.4~6.7月 改修工事 8月 介護医療院開設
	芳珠記念病院	医療療養1:30床 介護療養:60床	医療療養1:30床 介護医療院:60床	H31.5~8月 改修工事 9月 介護医療院開設
能登中部	加藤病院	医療療養2:34床 介護療養:20床	医療療養2:25床 介護医療院:22床 (※7床は廃止)	H31.4月 改修工事 H32.4月 介護医療院開設
	北村病院	医療療養1:20床 介護療養:21床	医療療養1:24床 介護医療院:17床	H31.10~12月 改修工事 H32.1月 介護医療院開設

(参考)介護医療院について

	介護医療院	
	(I)	(II)
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設	
設置根拠(法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。	
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等(療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者
施設基準(最低基準)	介護療養病床相当 (参考:現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1(3人以上) 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上 (参考:現行の老健施設の基準) 医師 100対1(1人以上) 看護 3対1 介護 ※うち看護2/7程度
面積	老健施設相当(8.0㎡/床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。	
低所得者への配慮(法律)	補足給付の対象	
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等	